

所得額の計算方法

計算方法

計算方法は「ご夫婦それぞれの所得（※1）－8万円（※2）－各控除額（※3）」です。

- （※1）住民税課税証明書の合計所得金額（給与所得、事業所得、その他の所得を合算したもの。下記計算表A）
- （※2）児童手当法施行令に基づく控除額（所得がある場合に、8万円を限度に控除。下記計算表B）
- （※3）住民税課税証明書に記載のある雑損・医療費・小規模企業共済掛金等の各控除額（下記計算表C～Hものに限る）

所得額計算表（単位：円）

		夫	妻
所得額	A	総所得額	
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000 80,000
	C	雑損控除額（実際に控除された額）	
	D	医療費控除額（実際に控除された額）	
	E	小規模企業共済等掛金控除額	
	F	障害者控除額（普通）（該当者数 人） [該当者数×270,000円]	
	G	障害者控除額（特別）（該当者数 人） [該当者数×400,000円]	
	H	勤労学生控除額 （該当する場合 270,000円）	
	I	控除額合計（B～Hの合計）	
対象所得額の算出	J	夫婦それぞれの所得額（A－I）	
	K	夫婦の所得額の合計（本事業の対象条件における所得額）（夫のJ＋妻のJ）	

注1）Bについては、Aの総所得額がある場合に控除することができる。

注2）C～Hまでについては、実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限る。

注3）Jについては、マイナスにはできない。マイナスになる場合は0円になる。

妊娠相談

婦人科医師による妊娠に関する相談（予約制）を行っています。

平成30年度の日程は下記のとおりです。

H30年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月
開催日	8(火)	10(火)	11(火)	13(火)	8(火)	12(火)
予約開始日	4/11	5/11	7/11	9/12	11/14	1/11

会場等の詳しい内容は、広報よこすかをご覧ください。健康課までお問い合わせください。

（予約先）下記「こども健康課」まで

横須賀市こども育成部こども健康課

〒238-8550

横須賀市小川町11番地 はぐくみかん5階

TEL：046-824-7141（9:00～17:00）



横須賀市（平成30年度版）



体外受精および顕微授精の
治療費の一部を助成します

横須賀市

特定不妊治療費

助成のご案内

申請期間は、治療が終了した日の属する年度
（4月1日から翌年3月末日）内となります。

年度末に治療終了予定で、期間内に申請が間に合わない場合は、必ず「こども健康課」までご連絡ください。

横須賀市こども育成部こども健康課

横須賀市小川町11番地 はぐくみかん5階

TEL：046-824-7141（9:00～17:00）

事業の概要

対象者

- (1) 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- (2) 指定医療機関で特定不妊治療を実施していること（他自治体の指定を受けていれば横須賀市の指定医療機関とみなします）
- (3) 治療開始時より戸籍上の夫婦であり、申請時にいずれかが横須賀市内に住所を有すること
- (4) 夫婦の前年（1月～5月までの申請は前々年）の所得の合計が730万円未満であること

対象となる治療

体外受精及び顕微授精による不妊治療

(A～Fのいずれか)

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は対象助成となりません。
ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合は助成の対象となります

助成の内容

助成額

1回の治療につき助成限度額は15万円まで（初回治療に限り30万円まで）。
ただし、治療内容CとFについては7万5千円まで（初回治療についても7万5千円まで）
特定不妊治療の一環として、男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）を行った場合、1回の治療につき30万円まで（治療内容Cを除く）。

助成回数

初めて助成を受けた治療を開始した時の妻の年齢が

・～39歳までの方 通算6回まで

・40歳以上の方 通算3回まで

*初めて助成を受けた治療から通算します。また、他自治体から助成を受けた回数も通算されます

***通算助成回数が残っていても、43歳以降に始めた治療は助成の対象外となります。**

申請の流れ

- ① 特定不妊治療費助成の「申請書」と「証明書」を受け取る（こども健康課窓口、市ホームページでダウンロードできます）
- ② 治療終了後、治療を受けた指定医療機関に証明書を提出し証明を受ける
- ③ こども健康課窓口で申請（治療が終了した日の属する年度内に申請してください。申請が間に合わない場合はご連絡ください。）
- ④ 申請月の次月末に決定通知書を郵送で受け取る（指定口座への振込日が記載されています）

申請に必要な書類

申請書類

以下は申請する方皆様が必要となる書類です。

- ① 特定不妊治療費助成申請書
- ② 特定不妊治療受診等証明書
- ③ 医療機関の「領収書」と「明細書」の原本（※1）
- ④ 申請者名義の銀行口座がわかるもの（※2）
- ⑤ 夫婦それぞれのご印鑑（※3）

（※1）コピーを取らせていただいた後、原本はお返しいたします。
（※2）通帳、またはキャッシュカード
（※3）認印で結構です。夫婦それぞれの印鑑がない場合は、同じものでも結構です。

以下は該当する方のみが追加で必要となる書類です

⑥	ご夫婦それぞれの所得が確認できる書類	1月～5月に申請で、前年1月1日に横須賀市に住民登録がない場合 ⇒ 前々年の所得を証明する課税（所得）証明書（※4）
		6月～12月に申請で、その年の1月1日に横須賀市に住民登録がない場合 ⇒ 前年の所得を証明する課税（所得）証明書（※4）
		国外に住所があり、課税（所得）証明書が発行されない場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類（※5）
⑦	住所および婚姻関係を確認できる書類 (発行日から3ヵ月以内のもの)	ご夫婦とも市内在住で別世帯の場合 ⇒ 戸籍謄（抄）本
		ご夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票と戸籍謄（抄）本
		ご夫婦の一方が国外在住の場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類（※4）と戸籍謄（抄）本

（※4）課税証明書は、1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行されます。

（※5）（日本国籍の方） 戸籍の附票（発行日から3ヵ月以内のもの）
（外国籍の方） 海外の源泉徴収票に相当する文書、在勤証明書、在学証明書など
（米軍属の方） W2 (Wage and Tax)